

6月から
始まります!

在宅育児世帯支援給付金支給事業

市では、保護者と過ごす生活時間を増やし、幼児期における家族やふるさとに対する愛着形成を深めるため、家庭において6か月から1歳6か月未満の乳児の保育を実施する保護者に対して、在宅育児世帯支援給付金を支給し、経済的支援を行います。

《支給金額》20,000円/月(乳児一人につき)

《支給方法》支給月に口座振込(7、11、3月)

《申請時期》

生後6か月になった月から1歳6か月に到達する前の月まで

《支給要件》

育児休業給付金、手当等を受給していない方で、乳児、支給対象者が以下のすべてを満たす場合

■乳児

- ・生後6か月を超え、満1歳6か月まで
- ・市内に住所があり、実際に市内に居住している
- ・保育所(園)等に入所していない



■支給対象

①支給対象者が乳児の父又は母の場合

- ・市内に住所があり、家庭で子育てをしている
- ・育児休業給付金、手当等を受給していない

②支給対象者が乳児の祖父又は祖母の場合

- ・市内に住所があり、同一世帯の父母に代わり1か月以上継続して子育てをしている
- ・乳児の父及び母の就業状況が、乳児が保育所(園)などに入所する条件を満たしている

※支給対象者が生活保護法における保護を受けている、里帰り出産等で一時的に安芸高田市に住所がある、市税等を滞納しているなどの場合、給付金が支給できない場合があります。

《申請》

- ・6月上旬に対象年齢の乳児(平成28年10月1日～平成29年11月30日生まれ)の世帯に、申請書類を送付します。その後、対象年齢の乳児がいる世帯へ毎月申請書類を送付します。
- ・原則申請月からの支給となります。

☎子育て支援課 保育係 担当:山本
☎お太助フォン 47-1283 ☎42-2130

児童手当の現況届を提出してください

■児童手当

児童養育家庭の生活の安定、児童の健全な成長を促すことを目的として、児童を養育する父母などに手当を支給します。

《対象》

中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方

《支給月額》

年齢	児童手当 (所得制限未満)	特例給付 (所得制限以上)
3歳未満	15,000円	5,000円
3歳以上小学校修了前 (第1子・第2子)	10,000円	
3歳以上小学校修了前 (第3子以降)	15,000円	
中学生	10,000円	

《所得制限限度額》

受給者個人の所得額に応じて手当額が異なります。受給者の所得が所得制限限度額以上の場合には特例給付となり、児童の年齢にかかわらず、児童一人あたりの

手当月額が一律5,000円となります。

扶養親族等の数	所得制限限度額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円
5人	812万円

《現況届》

毎年6月に児童手当を受けている方全員に提出していただき、6月分以降の手当を引き続き受けることが可能かどうか確認するためのものです。

■現況届に必要な添付書類

- ・年金加入証明書、または受給者本人の健康保険証の写し
- ※その他必要に応じて提出していただく書類があります。該当者には、別途郵送します。

《提出期限》

6月29日(金)

☎子育て支援課 児童福祉係 担当:實村
☎お太助フォン 47-1283 ☎42-2130

制度に関する
お知らせ

行政情報

乳幼児等医療費助成制度

市の乳幼児等医療費助成制度は、独自の取り組みとして対象年齢を18歳まで拡大しています。

■更新手続きが必要となる場合

- ・健康保険証が変更になったとき
- ・転居したとき
- ・他の市町村へ転出するとき(受給者証を返還してください)
- ・子ども自身が社会保険等の被保険者となったとき(受給者証を返還してください)

※現在、乳幼児等医療費受給者証をお持ちの方は、有効期限が切れる前に受給者証を自動更新してお送りしますので、更新手続きは不要です。

《助成内容》

一部負担金をお支払いいただき、残りの医療費(医療保険適用分)の患者負担分を市が助成します。

《一部負担金》

入院	医療機関ごとに1日上限額500円 (医療機関ごとに月14日を限度)
通院	医療機関ごとに1日上限額500円 (医療機関ごとに月4日を限度) ※保険薬局(院外処方)で薬剤の支給を受ける場合、および補装具代については一部負担金なし

■乳幼児等医療の対象とならない場合

- ・婚姻している18歳以下の子ども
 - ・就労により子ども自身が健康保険の被保険者となっている
- ※「重度心身障害者医療費受給者証」や「ひとり親家庭等医療費受給者証」をお持ちの方、生活保護世帯の方は、それぞれの制度が優先されるため乳幼児等医療の対象となりません。

☎保険医療課 医療保険年金係 担当:長井
☎お太助フォン 42-5619 ☎42-2130

身体障害者補装具判定会

身体障害者などの身体機能を補完、または代替するための補装具について費用の一部を支給しています。支給を受けるために必要となる更生相談所の判定を、次の日時で開催しますので、希望される方は事前に社会福祉課、または各支所窓口で申請してください。

《日時》

- ・6月27日(水) ・10月24日(水)
- 【受付】13時～14時 【判定開始】14時

《場所》

クリスタルアージュ4階小ホール

《判定が必要な補装具》

- オーダーメイドの車いす・電動車いす・義肢・装具・座位保持装置・重度障害者用意思伝達装置
- ※既製品の車いす、歩行器、盲人安全つえ、義眼、眼鏡などは判定が必要ありません。
- ※補聴器は判定が必要ですが、今回の判定会では対象外です。

☎社会福祉課 障害者福祉係
☎お太助フォン 42-5615 ☎42-2130
☎各支所(連絡先はP3目次下部に記載)

平成30年工業統計調査を実施します

従業者4人以上の全ての製造事業所を対象に、平成30年6月1日時点で工業統計調査を実施します。

■工業統計調査

我が国における工業の実態を明らかにすることを目的に経済産業省が実施する重要な調査で、統計法に基づく報告義務のある基幹統計調査です。

- ・調査の結果は中小企業施策や地域振興など、国及び地域行政施策のための基礎資料として利活用されます
- ・調査票に御記入いただいた内容は、統計作成の目的以外(例:税の資料など)に使用することはありません
- ・5月中旬から調査員による訪問、または郵送により調査書類の配布を行います。回答はインターネットでも可能です。是非ご利用ください
- 調査の趣旨、必要性を御理解いただき、ご協力をよろしくお願いいたします。



☎政策企画課 企画調整係
☎お太助フォン 42-5612 ☎42-4376